



2021年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社良品計画
代 表 者 代表取締役 松崎 暁
(コード：7453 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員企画室長 杉山 孝太
電 話 番 号 03-3989-5927

コミットメントと挑戦に報いる株式給付信託（J-ESOP）導入に関するお知らせ

株式会社良品計画（本社：東京都豊島区、代表取締役社長：松崎暁）は5月26日の取締役会において、高いレベルでコミットし挑戦する従業員に対して、オーナーシップと経営者意識を更に高めるために、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式17,751,940株（2021年2月28日現在）のうち、11,231,200株（25,180,350,400円）を株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 導入の背景

1980年。当時の消費社会へのアンチテーゼとして、無印良品が生まれました。

社会課題が山積する現在、2100年の社会を見据え、当社は「感じ良い暮らしと社会」の実現のための新たな挑戦を開始します。

その成功には、従業員一人一人の高いレベルでのコミットメントとチャレンジが必要です。これらを実行する従業員に報いるために、新たな概念に基づく本制度を導入することとしました。

この制度により、全員が、会社のビジョンと将来計画を共有し、「気づく。考える。やってみる。」を合言葉に、「最良で最強」を磨き、当事者意識の育成と、挑戦する風土の醸成を図ります。

2. 本制度の概要

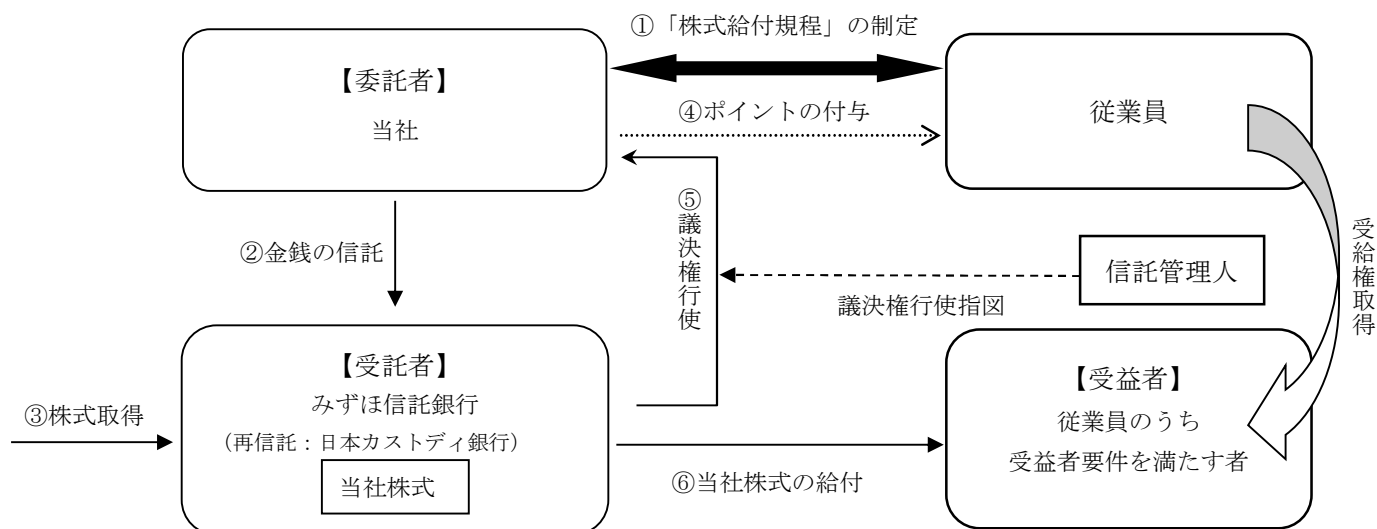
本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員への福利厚生で、当社の従業員のうち一定の要件を満たした者に対して、当社株式を交付する仕組みであり、その概要は以下の通りです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、今まで以上にオーナーシップと経営者意識が高まり、「感じ良い暮らしと社会」と「世界水準の高収益企業体」の実現につながると確信しています。これらにより、企業価値の増大を通じて、株主の皆様を初めとした多様なステークホルダーの皆様ともメリットを共有できるものと考え

ています。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 名称 | : 株式給付信託（J-ESOP） |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社と利害関係のない第三者を選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 本信託契約の締結日 | : 2021年6月11日（予定） |
| (8) 金銭を信託する日 | : 2021年6月11日（予定） |
| (9) 信託の期間 | : 2021年6月11日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

以 上